

# 第14章 公的年金(遺族年金)

付録 遺族年金のイメージ図

第1節 遺族給付

「カジタさんのCFP®テキスト2021 ライフプランニング 第14章」は、2021年3月時点の情報をもとに作成されています。CFP®は、米国外においてはFinancial Planning Standards Board Ltd.(FPSB)の登録商標で、FPSBとのライセンス契約の下に、日本国内においてはNPO法人日本FP協会が商標の使用を認めています。

# 第14章 付録 遺族年金のイメージ図

## 遺族年金のイメージ図

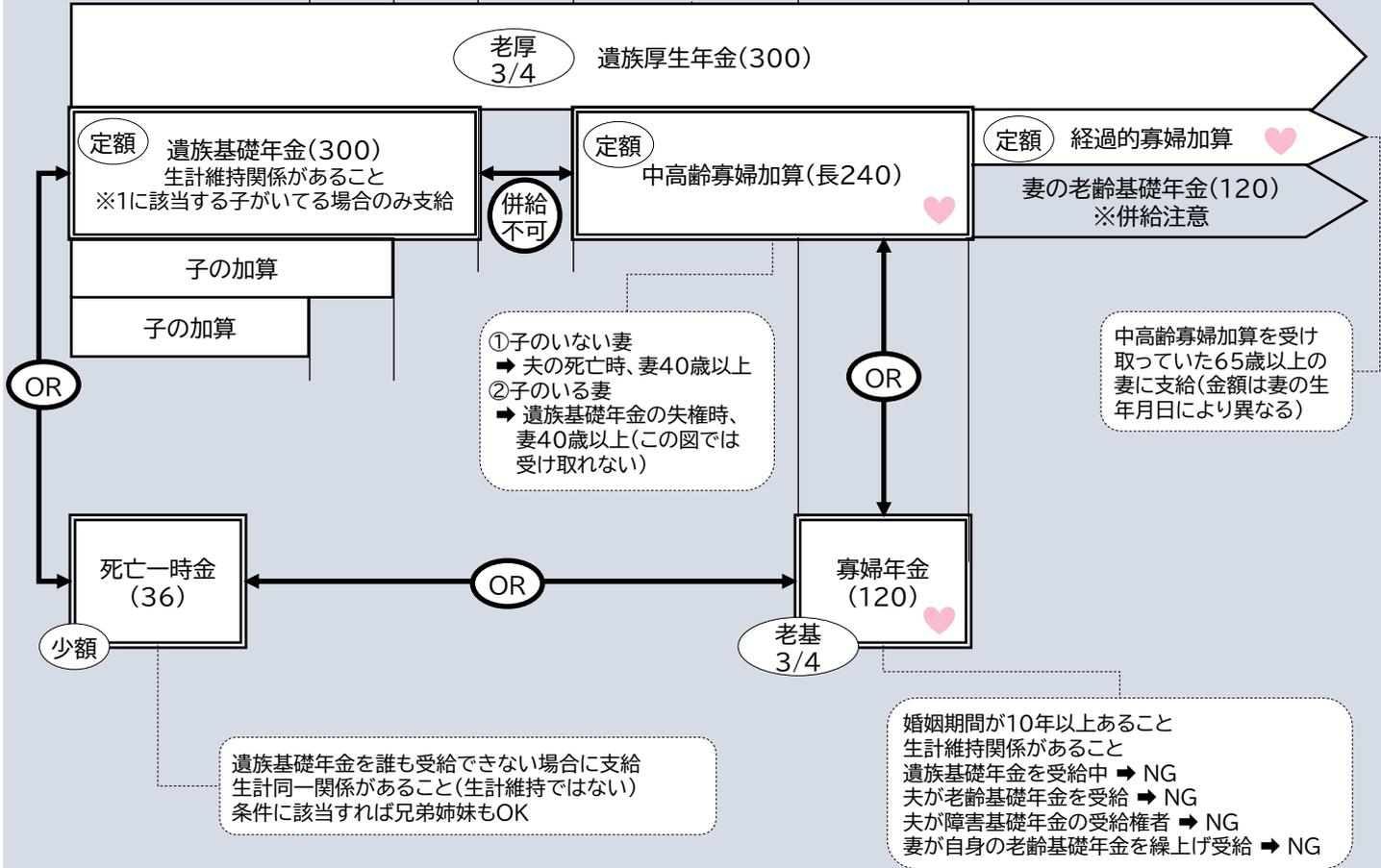


( )内の数値:各年金を受け取るのに必要な被保険者月数

### 遺族年金のイメージ

生計維持関係があること(年収850万円未満)  
 遺族が、夫・父母・祖父母 → 受給権55歳、受給60歳から  
 ※夫に限り遺族基礎年金の受給権があれば60歳未満でも可  
 遺族が、子・孫 → ※1に該当すること  
 遺族が、子のいない30歳未満の妻 → 受給5年間のみ  
 兄弟姉妹 → NG

第一子 18歳    第二子 18歳    第三子 18歳    40歳    60歳    65歳



= 女性のみが受け取れる  
 = どちらか1つ  
 ※場合により遺族基礎年金と中高齢寡婦加算を受け取れる(同時期の併給は不可)  
 = 夫の老齢基礎年金の3/4を受け取れる  
 = 夫の老齢厚生年金の3/4を受け取れる

※1)高卒(障害1級,2級は20歳)までの子で未婚者であること

# 第14章 第1節 遺族給付①

## 1. 遺族基礎年金と遺族厚生年金の比較

### 「保険料納付要件」とは

下記のいずれかに該当すれば、保険料納付要件を満たしていると判断されます。

- 死亡した月の前々月までの公的年金の加入期間において、未納期間が1/3未満であること。
- 65歳未満で死亡した月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。  
(ただし、死亡日が2026年4月1日前にあること)

	遺族基礎年金	遺族厚生年金
支給要件	<p>保険料納付要件を満たし、次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国民年金の被保険者。 ※国内に住んでいる60歳以上65歳未満の被保険者を含む。</li> <li>• 老齢基礎年金の受給資格期間(=保険料納付期間+保険料免除期間+合算対象期間(猶予期間))が<b>25年以上</b>。</li> </ul>	<p>●短期要件 保険料納付要件を満たし、次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 厚生年金の被保険者。</li> <li>• 過去に厚生年金の被保険者で、その期間中に初診日があり、その病気やケガで、初診日から5年以内に死亡した場合。</li> <li>• 障害厚生年金の受給権者(1級・2級)。</li> </ul> <p>●長期要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 老齢厚生年金の受給資格期間(=保険料納付期間+保険料免除期間+合算対象期間(猶予期間))が<b>25年以上</b>。</li> </ul>
受給者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子*がいる配偶者</li> <li>• 子*(上記配偶者がいない場合)</li> </ul> <p>*子=高卒(18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない)子または障害等級1級/2級の20歳未満の子。 胎児も出生すれば対象となる。</p>	<p>死亡者により生計維持されていた人が対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 第1順位:配偶者*1*2または子*3</li> <li>• 第2順位:父母*2</li> <li>• 第3順位:孫*1</li> <li>• 第4順位:祖父母*2</li> </ul> <p>*1=遺族が夫、父母、祖父母の場合、死亡当時55歳以上であれば受給権を取得するが、支給開始は60歳から。 夫に限り、遺族基礎年金を受給できる場合は、60歳未満でも遺族厚生年金も受給できる。</p> <p>*2=*3に該当する子がいなくて30歳未満の妻が遺族の場合は、5年間しか受給できない。</p> <p>*3=高卒(18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない)子または障害等級1級/2級の20歳未満の子。</p>
年金額	<p>老齢基礎年金の満額+子の加算</p> <p>※高卒(18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない)子または障害等級1級/2級の20歳未満の子がいる場合、子の加算が支給される。</p>	<p>報酬比例の年金額×3/4</p> <p>※報酬比例の年金額は老齢厚生年金と同じ。 ※短期要件に該当し、被保険者期間が300ヶ月に満たない場合は、300ヶ月として計算する。 報酬比例の年金額×300÷加入月数×3/4</p>

**Point** 老齢年金は10年、遺族年金は25年であることに注意。

**Point** 兄弟姉妹は受給できない。

## 第14章 第1節 遺族給付②

### 2. 第1号被保険者のための遺族給付

第1号被保険者が死亡し、遺族基礎年金を受け取っておらず一定要件を満たす場合に下記のいずれかを受け取ることができます。

	寡婦年金(妻のみ)	死亡一時金
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●夫の要件:下記すべてを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>死亡月の前月までにおいて第1号被保険者として「納付期間+免除期間&gt;10年」であること。</li> <li>夫が障害基礎年金の受給権者ではないこと。</li> <li>夫が老齢基礎年金を受給していないこと。</li> </ul> </li> <li>●妻の要件:下記すべてを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>夫の死亡時、生計維持関係があること。</li> <li>夫との婚姻期間(内縁関係OK)が10年以上継続していること。</li> <li>夫の死亡時、妻が65歳未満であること。</li> <li>妻自身の老齢基礎年金を受給していないこと。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡者の要件:下記すべてを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>死亡月の前月までにおいて第1号被保険者として「納付期間+免除期間&gt;3年」であること。</li> <li>障害基礎年金、老齢基礎年金を受給していないこと。</li> </ul> </li> <li>●遺族の要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>誰も遺族基礎年金を受給していないこと。</li> </ul> </li> </ul>
受給者	<ul style="list-style-type: none"> <li>支給要件を満たす妻</li> </ul>	死亡者と生計同一関係にあった人が対象。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第1順位:配偶者</li> <li>第2順位:子</li> <li>第3順位:父母</li> <li>第4順位:孫</li> <li>第5順位:祖父母</li> <li>第6順位:兄弟姉妹</li> </ul>
年金額	夫の老齢基礎年金×3/4	「納付期間+免除期間」の月数により異なる ※年金ではなく一時金
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>夫の死亡時、妻が60歳未満であれば、60歳の誕生月の翌月から65歳に達するまで受け取れる。</li> <li>夫の死亡時、妻が60歳以降であれば、死亡した翌月から65歳に達するまで受け取れる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡者が付加保険料を3年以上納付していた場合は、一律で8,500円が加算される。</li> </ul>

**Point** 支給要件の年数に注意。

**Point** 死亡一時金は兄弟姉妹も対象となる。

# 第14章 第1節 遺族給付③

## 3. 中高齢寡婦加算と経過的寡婦加算

夫の死亡時、一定要件を満たす妻は寡婦加算を受け取ることができます。

	中高齢寡婦加算(40歳～65歳未満の妻)	経過的寡婦加算(妻のみ)
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●夫の要件:下記のいずれかに該当すること。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期要件による死亡であること。</li> <li>・ 長期要件による死亡の場合、厚生年金被保険者期間が<b>20年以上</b>であること。</li> </ul> </li> <li>●妻の要件:下記のいずれかに該当すること。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子がない場合、夫の死亡時、妻の年齢が40歳以上65歳未満であること。</li> <li>・ 子がいる場合、夫の死亡時、妻が40歳未満であっても遺族基礎年金を失権したタイミングで40歳以上になっていること。(遺族基礎年金を受給中は中高齢寡婦加算が支給停止になる)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中高齢寡婦加算を受け取っていること。</li> </ul>
受給者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給要件を満たす<b>40歳以上65歳未満の妻</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給要件を満たす<b>65歳以上の妻</b></li> </ul>
年金額	一定額	妻の生年月日により異なる

### 中高齢寡婦加算のイメージ

